

フランス・エソンヌ県内への県産品 P R ・輸出促進事業業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、フランス・エソンヌ県内への県産品 P R ・輸出促進事業について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 フランス・エソンヌ県内への県産品 P R ・輸出促進事業
- (2) 委託業務内容 別添「フランス・エソンヌ県内への県産品 P R ・輸出促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約の日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するにあたっては、仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇円（うち消費税等諸税を含む。）以内とする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、委託業務の完了又は中止の承認後、その額が確定した後に、乙の請求により 30 日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の 90 パーセントを上限として概算払することができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式 1）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙の納付すべき契約保証金について、茨城県財務規則第 138 条第 2 項第 3 号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第6条 乙は、委託業務を達成するため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（事業完了報告書の提出）

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了の日から起算して 60 日以内又は令和 5 年（2023 年）3 月 31 日のいずれか早い日までに、委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。別紙様式 2）に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

この場合において、第4条第2項の規定による概算払を受けたときは、完了報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

（適合の検査及び委託料の確定）

第8条 甲は、前条の規定により、乙から完了報告書の提出を受けたときは、遅延なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書及び補正した成果品を甲に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲が前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。
- 4 甲は、第1項（前項において準用する場合も含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（過払金の返還）

第9条 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（委託業務の中止等）

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由等により委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、直ちに乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約の変更又は解除があったときは、甲は、既に支払った金額の全額又は一部の返還を請求することができる。

（委託業務の変更）

第11条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

（損害の賠償）

第12条 乙は、委託業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失によって甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の遂行上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了又は解除後も同様とする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第 15 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておくとともに、これをその業務完了の日から 5 年間保存するものとする。

(委託業務の報告等)

第 16 条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(成果品及び著作権)

第 18 条 引渡しを完了した成果品は、すべて甲の所有とし、甲は、その事業において自由に当該成果品を使用することができるものとする。

2 乙がこの委託業務により取得した著作権は、成果品の引渡しをもって甲が継承するものとする。

(疑義の決定)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 4 年 (2022 年) 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 (所在地)
(代表者)

別記

特記事項

1 受託者の責務

委託業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するために収集し、又は作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、その他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 複写又は複製の禁止

委託業務を処理するにあたって取り扱う個人情報が記載された帳票等は、複写し、又は複製しないこと。

5 返還義務

委託業務を実施するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務の終了後、速やかに甲に返還すること。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、甲に報告し、甲の指示に従うこと。

別紙様式1（第4条関係）

年　月　日

茨城県知事　　大井川 和彦 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

フランス・エソンヌ県内への県産品PR・輸出促進事業委託業務概算払請求書

このことについて、フランス・エソンヌ県内県産品PR・輸出促進事業業務委託契約書第4条第3項の規定に基づき、委託料の概算払を請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払請求額

委託料	_____円
概算払請求額	_____円
残額	_____円

3 振込先

金融機関名	銀行	支店
預金の種類	1 普通 2 当座 3 その他()	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

別紙様式2（第7条関係）

年　月　日

茨城県知事　　大井川 和彦 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

委託業務完了報告書

年　月　日付け委託契約に基づく「フランス・エソンヌ県内への県産品PR・輸出促進事業委託業務」が完了したので、成果品を添えて報告します。

1 委託料 _____ 円

2 委託業務完了日 _____ 年　月　日

3 提出書類

様式第 102 号

概 算 払 精 算 書

伝票番号

茨城県知事 殿

(扱い)

概 算 額	円										
精 算 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十

差引金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。

令和

--	--

 年

--	--

 月

--	--

 日

(お願い 太線の中を記入して下さい)

年 月 日までに精算して下さい。

受理日付印	精 算 長	課 (公所)	課長補佐	課 員	主任
	審 査	局 長 (地 方出納員)	課 長	課長補佐	課 員 主任

茨 城 県